



発行 東京都

目次

129

規則（教）

○都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………一

規則（教）

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十三号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員として、」を削る。

第七条第三項第二号中「地方公務員法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十一号以下「法」という。）」を加え、同項第三号及び同条第四項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第九条中「地方公務員法」を「法」に改める。

第二十条第一項中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改め、同条第二項中「地方公務員法」を「法」に、「日勤講師に任用された日」を「新たに日勤講師に任用された日」に、「付与された」を「付与されていた」に改め、同条第四項第三号中「平成三年法律第百十号」の下に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第二十二條第三項第一号中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改める。

第二十二條の二第二項中「一般職の非常勤の職員として」を「会計年度任用の職にあつて」に改め、同条第三項中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改める。

第三十一條を第三十八條とし、第三十條第三項第二号中「第三十條第二項及び第三項」を「第三十條第二項」に改め、同条第四項中「第二條」の下に「及び第三十二條第二項第三号の規定中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二條」を、「条例」の下に「と、同号の規定中「職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二條第二号に掲げる場合」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に關し当該区市町村が定めた条例又は当該条例に基

づく規程に定められた職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二條第二号に掲げる場合」と、「東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間」とあるのは「職務に専念する義務の特例に關し当該区市町村が定めた条例又は当該条例に基づく規程に定められた東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間に相当する期間」を加え、同条を第三十七條とし、第二十九條の二の次に次の七條を加える。

（期末手当の支給対象外職員）
第三十條 条例第十三條の二の規定により準用する条例第八條の二第一項前段の教育委員会規則で定める日勤講師は、次に掲げる者とする。

一 法第二十八條第二項第一号又は職員の休職の事由等に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第十一号）第二條第三号若しくは第四号の規定に該当して休職にされている者（以下「休職中の者」という。）

二 法第二十八條第二項第二号の規定に該当して休職にされている者

三 法第二十九条第一項の規定により停職にされている者

四 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている者

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者（基準日に育児休業中の者のうち、基準日以前六箇月以内の期間（以下「支給期間」という。）において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間（育児休業法第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間及び第一号から第三号までに掲げる者として在職した期間を除く。）を含む。）がある者を除く。）

六 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七（同法第二百九十二条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体に派遣されている者

七 前各号に定める者のほか、教育長が別に定める者

2 条例第十三条の二の規定により準用する条例第八条の二第一項後段の教育委員会規則で定める日勤講師は、次に掲げる者とする。

一 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第二号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当した者

二 法第二十八条第一項の規定により免職された者

三 法第二十八条第四項の規定により職を失った者（法第十六条第一号に該当して失職した者を除く。）

四 法第二十九条第一項の規定により免職された者

（期末手当の支給割合）

第三十一条 条例第十三条の二の規定により準用する条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める支給割合は、支給期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）第三条の表に定める割合とする。

（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）

第三十二条 前条の在職期間は、条例の適用を受ける日勤講師として在職した期間について日を単位として計算する。

2 前項の期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該期間にそれぞれ

当該各号に定める割合を乗じて得た期間を除外する。

一 第三十条第一項第三号に掲げる者として在職した期間 十割

二 第三十条第一項第四号に掲げる者として在職した期間 十割

三 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間（第二十九条第一項に掲げる場合若しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は東京都立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規則（昭和四十一年東京都教育委員会規則第四十七号）に基づき職務に専念する義務を免除する場合の適用基準のうち教育長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。） 十割

四 休職中の者又は第三十条第一項第二号に掲げる者として在職した期間 五割

五 育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者として在職した期間 五割

六 教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間 教育長が別に定める割合

3 第十八条の規定により定められた勤務時間の一部において、前項各号に掲げる事由により勤務しないときは、教育長が別に定める期間を除外する。

（在職期間の通算）

第三十三条 次に掲げる者が、引き続き条例の適用を受ける日勤講師となった場合においては、条例適用前のそれらの職員として在職した期間を、条例適用後の在職期間に通算する。

一 給与条例の適用を受けていた者

二 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の適用を受けていた者

三 前各号に定める者のほか、特に教育長が定める者

2 前項の規定にかかわらず、条例の適用を受ける日勤講師で、異なる任命権者に任用された期間は通算しない。

3 第一項の期間の算定については、教育長が別に定める場合を除き、前条の規定を準用する。

(期末手当基礎額の意義)

第三十四条 条例第十三条の二により準用する条例第八条の二第二項の教育委員会規則で定める額(以下「期末手当基礎額」という。)は、当該職員の受ける第一種報酬(第十九条の二に規定する超過勤務に対する報酬を除く。以下この条において同じ。)の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日勤講師の期末手当基礎額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- 一 基準日において、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。)の規定による休業補償給付若しくは傷病補償年金(以下「休業補償給付等」という。)、労災保険法の規定による休業給付若しくは傷病年金(以下「休業給付等」という。)又は東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年東京都条例第百十四号。以下「非常勤公務災害補償条例」という。)の規定による休業補償若しくは傷病補償年金(以下「休業補償等」という。)を受けている者 当該者の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額。ただし、基準日現在労災保険法第十二条の二第二項又は非常勤公務災害補償条例第九条第一項の規定により、休業補償給付等、休業給付等又は休業補償等を百分の七十に減額されている場合においては、第一種報酬の百分の七十の額に基づく期末手当基礎額
- 二 基準日において、法第二十九条第一項の規定により、その報酬を減額されている者 減給された後の第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額
- 三 基準日において育児休業法第二条第一項の規定による育児休業中の者 基準日現在において当該者が受けるべき第一種報酬の額に基づく期末手当基礎額
- 四 教育長が別に定める者 教育長が別に定める期末手当基礎額

(期末手当の支給日)

第三十五条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。

- 一 六月一日の基準日に係る期末手当にあっては六月三十日
 - 二 十二月一日の基準日に係る期末手当にあっては十二月十日
- 2 前項各号に定める日が日曜日に当たるときはその日の前々日を、同項各号に定める

日が土曜日に当たるときはその日の前日を支給日とする。

3 前二項の規定にかかわらず、教育長は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前二項に定める支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(期末手当基礎額の端数計算)

第三十六条 期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第二中「在職期間」を「第二十条在職期間」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に任用されていた日勤講師は、この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第七条第二項に規定する前年度に任用されていた者とみなす。この場合において、当該日勤講師の同条第三項に規定する再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。
- 3 この規則による改正前の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則第二十二条の二の規定により承認された介護時間の取得の初日は、改正後の規則第二十二条の二の規定により承認された介護時間の取得の初日とみなす。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



リサイクル適性